解散公告

当社は、平成二十六年七月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十三日

和歌山市出口端ノ丁三四番地

株式会社宮田商店

代表清算人　宮田満佐子

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十三日

千葉県習志野市茜浜一丁目一〇番地の二

千葉県トラック厚生年金基金

清算人　西郷　隆好

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十七年一月二十八日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一二一条第二項で準用する同法第一一〇条第一項の規定により解散したので、当財団に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十三日

神奈川県中郡大磯町東町三丁目一七番七号

財団法人富士白厚生文化事業団

代表清算人　初谷　博保

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十三日

北九州市門司区老松町五番一五号

医療法人敏徳会分山歯科医院

清算人　分山　隆敏

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十七年一月三十日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十三日

徳島県徳島市富田浜二丁目一〇番地

徳島県建設業厚生年金基金

代表清算人　川原　哲博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区城東町三〇番地一三、最後の住所静岡県静岡市葵区城東町三〇番一六号

被相続人　亡　小長井裕夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

事務所静岡県静岡市駿河区南町一四番二五号エスパティオ七〇六号　あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　史浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城市大字結城一五四五番地一、最後の住所栃木県下野市川中子一一七二番地

一六　Ｙ．Ｓハイツ一〇三号

被相続人　亡　齋藤　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

栃木県小山市神鳥谷五丁目一七番七号弁護士法人ひととのや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中央三丁目五八三〇番地、最後の住所埼玉県八潮市大字大曽根一二四五番地一

被相続人　亡　若林　篤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一一番三五号

吾山ビルⅡ四階　菅沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅沼　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区深沢七丁目二番、最後の住所東京都世田谷区桜丘五丁目三〇番一号

被相続人　亡　藤掛　洋介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階

緑川由香法律事務所

相続財産管理人　弁護士　緑川　由香

（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台五丁目三七番、最後の住所東京都板橋区清水町九番七号

被相続人　亡　小曽根　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方一丁目一六三八番地、最後の住所東京都中野区上高田四丁目二七番一―五〇三号

被相続人　亡　村田みね子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北十二条東十五丁目一二番地、最後の住所東京都江東区平野三丁目四番九号ラ・クール木場三〇五

被相続人　亡　楠　清史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町半田字高清一二六四番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野二三一番地一日の出紫苑

被相続人　亡　森本　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北十二条東十五丁目一二番地、最後の住所東京都江東区平野三丁目四番九号ラ・クール木場三〇五

被相続人　亡　楠　清史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日

事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九ＫＳＫアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

第41期決算公告　平成26年12月31日

山形県山形市本町一丁目7番46号

株式会社ヒラタジーシー友の会

代表取締役　平田　哲哉

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,421
	固定資産	21,959
	資産合計	**119,380**
負債及び純資産の部	流動負債	76,161
	固定負債	454
	負債合計	**76,615**
	株主資本	42,765
	資本金	20,000
	利益剰余金	22,765
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	22,265
	（うち当期純利益）	(129)
	純資産合計	**42,765**
	負債・純資産合計	**119,380**